

# 山口県報

平成26年  
12月19日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一
- 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則(農業振興課)……………六
- 告示  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………六
- 保安林予定森林(周南市)(森林整備課)……………六
- 保安林予定森林(森林整備課)……………七
- 保安林の指定(山口市)(森林整備課)……………七
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………八
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………九
- 公告  
歯科技工士国家試験の実施(健康増進課)……………九
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課)……………一〇
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………一一
- 政治団体の名称等……………一二
- 政治団体の異動事項……………一三
- 解散等に係る政治団体の名称等……………一三
- 資金管理団体の名称等……………一三
- 公安委規程  
山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程……………一四

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

### 山口県規則第五十九号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十一年山口県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法(一)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(一)」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 事業開始資金 政令第七条第一号に規定する母子事業開始資金、政令第三十一条の五第一号に規定する父子事業開始資金又は政令第三十六条第一号に規定する寡婦事業開始資金をいう。

二 事業継続資金 政令第七条第二号に規定する母子事業継続資金、政令第三十一条の五第二号に規定する父子事業継続資金又は政令第三十六条第二号に規定する寡婦事業継続資金をいう。

三 修学資金 政令第七条第三号に規定する母子修学資金、政令第三十一条の五第三号に規定する父子修学資金又は政令第三十六条第三号に規定する寡婦修学資金をいう。

四 技能習得資金 政令第七条第四号に規定する母子技能習得資金、政令第三十一条の五第四号に規定する父子技能習得資金又は政令第三十六条第四号に規定する寡婦技能習得資金をいう。

五 修業資金 政令第七条第五号に規定する母子修業資金、政令第三十一条の五第五号に規定する父子修業資金又は政令第三十六条第五号に規定する寡婦修業資金をいう。

六 就職支度資金 政令第七条第六号に規定する母子就職支度資金、政令第三十一条



資金継続貸付申請書」に改め、同条第二項中「母子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」に改める。

第十三条の二を削る。

第十四条第一項中「第十九条（政令第三十八条において）を「第十九条第一項（政令第三十一条の七及び第三十八条において読み替えて）」に、「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改め、同条第二項中「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第十五条第一項中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項」に改め、「第二項」の下に「（法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改め、同条第二項中「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

第十七条第一号及び第二号中「第十三条」を「第十三条第一項、第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項」に改め、同条第三号中「理事」を「役員」に改める。

第十九条第一項中「第二十条」の下に「（法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第四項」を加え、「母子家庭等日常生活支援事業開始届」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業開始届」に改め、同条第二項を削る。

第二十条各号を次のように改める。

一 省令第四条（省令第六条の十七の四及び第七条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出 母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業届出事項変更届（別記第二十三号様式）

二 法第二十一条（法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出 母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業廃止届（別記第二十四号様式）又は母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業休止届（別記第二十四号様式）

第二十一条を次のように改める。

（事業の再開の届出）

第二十一条 前条第二号の母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業休止届を提出した者は、休止した母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業を再開したときは、遅滞なく母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業再開届（別記第二十五号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十二条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「が町」を「が福祉事務所を設置する町以外の町（以下単に「町」という。）」に改め、同条第三項中「により」の下に「次に掲げる届出者が」を加え、「（県から母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業（以下この項において「事業」という。）の委託を受けた者及び市に係るものを除く。）」を削り、「掲げる機関」を「定める機関」に改め、同項第二号中「事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業」に改める。

第二十三条第一号中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同条第二号中「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改め、同条第三号中「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

別記第一号様式の表（表）中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に、「母子福祉資金」を「母子福祉資金」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「年償還」を「年月償還」に、





第20条 子の並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第20条」における。

第33条第4項 「母子家庭等日常生活支援事業届出事項変更届」や「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業届出事項変更届」

「母子家庭等日常生活支援事業の」

「母子家庭等日常生活支援事業の」

第2項において準用する同令第4条」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条第6項第7

条の17の4において準用する同令第4条」における。

第33条第4項 「母子家庭等日常生活支援事業届出事項変更届」や「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業届出事項変更届」

「母子家庭等日常生活支援事業を」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第4項において準用する同法第21条」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項において準用する同法第21条」

この規則は、公布の日から施行する。

「母子家庭等日常生活支援事業再開届」や「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業再開届」

「母子家庭等日常生活支援事業を」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条第1項」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年山口県規則第九十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表の5の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
湊区域		敷網漁業	
津黄区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
久津、久原区域		総トン数十トン以上の漁船により、主として敷網を使用して営む漁業	

山口県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字峰平三〇〇から三〇二まで、字開作三〇四の四、大字菓山字畑ヶ谷一〇九第一、一一一から一一六まで、一一一七の一、一一一八、一一二〇から一一二七まで、一一二八の一、一一二八の二、一一二九、一一三〇、一一三一の二、一一三一の三、一一三二から一一三七まで、一一三五、一一五八、一一五九、一一六〇の二から一一六〇の三まで、一一六三、一一七四、一一七九、一一八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、一一八〇の二、字畑ヶ谷東平二二五二の一、二二五二の二、二二五三、二二五四の一、二二五四の二、二二五六、二二五七、字畑ヶ谷西平二二七五の一から二二七五の三まで、二二七六から二二七八まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字峰平三〇〇・大字菓山字畑ヶ谷二二五八・二二八〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市小郡上郷字木船下川西一二七第一、字木船二八六、二八六第一、二八七から二八九まで、下小鯖字下埋淵一五六五の一、一五六六の一、一五六八の一、字岡河内二〇〇二、二〇〇三  
周南市大字大潮字小河内四九三から四九六まで、字幸羽ヶ迫二二〇四、二二一一、二二一二、二二二三の一、二二二九、大字金峰字さく口一五〇〇、字脊戸山一五三三、字わさ土地一五四〇の一、一五四〇の二、字家向一五四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市小郡上郷字木船二八六・二八六第一・下小鯖字下埋淵一五六八の一・字岡河内二〇〇三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐中字南迫口一五七七の七二から一五七七の七四まで、一五七七の七

六から一五七七の七八まで、一五七七の一から一五七七の一三二まで

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東生雲中字北郷五一五の一、字石原二一五三の二、一一五三の一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 新山口停車場長谷線  
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
山口市小郡下郷字渡り上壱二二五六の七地先から同市小郡下郷字竹ノ下二二五八の一七地先まで				最狭 二一・三・五 最広 二一・〇・五	四二二・〇	
山口市小郡下郷字竹ノ下二二五八の一七地先から同市小郡下郷字堂ノ下二〇一五の六地先まで				最狭 二六・三・〇 最広 二九・〇・〇	二八四・六	一般国道九号の(重用)道路の区域
山口市小郡下郷字渡り上式二二五八の一四地先から同市小郡下郷字下松南二二九九の一及及び同市小郡下郷字堂ノ下二〇一五の六地先まで				最狭 二二・〇・四 最広 二二・三・八	三二九・〇	起点の変更による。
山口市小郡下郷字下松南二二九九の九一及及び同市小郡下郷字堂ノ下二〇一五の六地先まで				最狭 三三・三・〇 最広 三三・三・〇	三八・一	一般国道九号の(重用)道路の区域

道路の種類 県道  
路線名 妻崎開作小野田線  
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
山陽小野田市中川五丁目六七二三の一及及び同市新二丁目一五九七の二地先まで				最狭 五一・三・〇 最広 五〇・〇・〇	一、三七九・八 一、三八〇・六	道路改良工事の完了による。





者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十六年十二月十九日(金曜日)から平成二十七年二月六日(金曜日)まで(郵送の場合は、二月六日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五二一〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年三月二十五日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(四一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 食品館レッツ光店

所在地 光市浅江三丁目二二番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七  
二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十八日山口県公告(二三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク桜木店

所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十八日山口県公告(二三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月二十五日山口県公告(二五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ周南店

所在地 周南市大字久米一五〇三の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月二十九日山口県公告(二五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二一番五六号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



民主党山口県第3区総支部	三浦	早来議院議員	三浦	渉	宇部市北琴芝2丁目77番30	政治資金規程第9条第1項に係る関係政治団体	平成26、11、21
--------------	----	--------	----	---	----------------	-----------------------	------------

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出日(年月日)
	氏名	公職の種類			氏名	公職の種類		
昇龍会	三浦	早来議院議員	三浦 渉	宇部市北琴芝2丁目77番30	三浦 早来議院議員	政治資金規程第9条第1項に係る関係政治団体	平成26、11、21	

**山口県選挙管理委員会告示第百三十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出日(年月日)
		新	旧	
社会民主党山口県下関支部	会計責任者	八田 正徳	木本万寿夫	平成26、11、14
自由民主党山口県LPガス支部	代表者	福田 誠	中野 泰雄	〃 〃 20
いんやま正と市政に参画する会	会計責任者	板谷 浩美	中林 義幸	〃 〃 17
川崎運後援会	代表者	小林 征和	川崎 郁男	〃 〃 6

全国LPガス政治連盟山口県支部	代表者	福田 誠	中野 泰雄	〃 〃 20
藤井たけし後援会	会計責任者	北野 泰弘	池田 沖夫	〃 〃 〃
村田信二後援会	事務所	長門市仙崎314の1	長門市東深川124の43	〃 〃 5
山下たかお後援会	代表者	平岩 泰知	木本万寿夫	〃 〃 14

**山口県選挙管理委員会告示第百三十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
田中義一後援会	矢鏡 伸治	田中 和子	下関市玉司本町4丁目6番40号	平成24、12、31

**山口県選挙管理委員会告示第百三十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の名称	公職の種類	資金管理団体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名(指定届出日)
〃	〃	〃	〃	〃

高瀬 利也	山口県議会議員	たかせ利也後援会	下関市豊浦町大字川棚5437	高瀬 利也	平成26年11月5日
中嶋 光雄	〃	中嶋光雄後援会	山陽小野田市大字山川1675	中嶋 光雄	〃 〃 10
三浦 昇	衆議院議員	昇龍会	宇部市北琴芝2丁目7番30号	三浦 昇	〃 〃 21
山手 康弘	山口県議会議員	山手康弘後援会	岩国市周東町下久原2393の5	山手 康弘	〃 〃 26



**山口県公安委員会規程第三号**

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会公文書取扱規程（平成十三年山口県公安委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「保存期間が一年以上のものであって、当該」を削る。

第七条第一項中「（保存期間が一年以上のものに限る。）」を削る。

第八条中「及び」を「（当該公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間が一年以上のものに限る。）及び」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。